

各位

2025年4月1日
SBI いきいき少額短期保険株式会社
代表取締役 採田 祐治

ペット保険事業の吸収分割に関するお知らせ

SBI いきいき少額短期保険株式会社（以下、「当社」）は、保険業法第173条の6に基づく内閣総理大臣の認可を得て、2025年4月1日付にてSBI ペット少額短期保険株式会社（以下「SBI ペット少短」）にペット保険事業に関する権利義務を、吸収分割の方法により、承継いたしましたので、保険業法第173条の7第1項に基づき、ご案内いたします。

■ペット保険のご契約について

- ・当社のペット保険事業は、2025年4月1日付で、SBI ペット少短が承継いたしました。
- ・ペット保険事業をSBI ペット少短が承継したため、当社のペット保険の取扱いは終了しました。
- ・承継に伴う、補償内容および保険料の変更はございませんので、ご安心ください。

■承継会社の概要

会社名 : SBI ペット少額短期保険株式会社
代表取締役 : 伊藤 隆
所在地 : 東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産日比谷ビル9階
資本金 : 235百万円

■保険業法に基づく手続きの経緯（保険業法第173条の4第1項から第7項までおよび第9項）

当社およびSBI ペット少短は、本件分割につき、債権者に対し、2024年10月1日付で、異議のある債権者は同年11月22日までに申出するよう官報公告および電子公告を行いました。また、当社は、債権者のうち保険契約者に対しては、同様の内容の個別の催告も行いました。本件分割について、当社に異議を述べた保険契約者は3名おりましたが、保険契約者の総数の10%を超えず、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権相当額が保険契約者のその総額の10%も超えなかったため、本件分割の効力は否定されませんでした。なお、保険契約者以外の一般債権者からの異議は両社ともありませんでした。

■お問い合わせ先（ご契約に関する照会・各種お手続き）

ご契約者様サポートセンター
電話番号 : 0120-54-1234（通話無料）
窓口営業時間 : 9:00～17:00（土・日・祝日は除く）

以上